
午後 2時00分開会

○議長（村上幸雄） 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

山形村の本庄副広域連合長から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご承知願います。

これより令和2年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が3件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村上幸雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において13番、待井安登議員、14番、猪狩久美子議員、16番、上條美智子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村上幸雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第3号まで

○議長（村上幸雄） 日程第3、議案第1号から第3号までの以上3件を一括上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 本日ここに、令和2年松本広域連合議会11月定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には何かとご多用なところをご出席いただき、御礼申し上げます。

冒頭、8月15日に発生した消防職員の不祥事についてご報告申し上げます。

この事案は、消防職員が、休日に自宅で飲酒した後、自身の車を運転中に単独事故を起こし、警察の呼気検査において基準値以上のアルコールが検出されたものです。

消防職員は、住民の生命と財産を守るという極めて重い責任を担っているのかかわらず、このような事態に至りましたことは、消防行政に対する信頼を大きく損なうものであり、住民の皆様方に深くおわび申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、改めて厳正に服務規律を遵守し、組織を挙げて信頼回復と再発防止に取り組むよう厳命いたしました。

なお、職員の処分などにつきましては、今後、検察の処分結果を踏まえ、適切に判断してまいります。

それでは、議案説明に先立ちまして、広域連合を取り巻く状況などについて若干申し上げます。

新型コロナウイルスは、松本広域連合におきましても、出張の自粛や研修会の中止など、業務に大きな影響を及ぼしていますが、いまだ終息が見えない状況の中で、感染拡大の防止に配慮しつつ、新たな日常を通じて社会経済活動を再開してまいっているところであります。広域連合におきましても、いわゆるウィズコロナ時代における様々な活動を始めております。

9月のシルバーウィークにおきましては、日本各地へGOTトラベルを利用した観光客が大勢訪問し、松本城では、4時間で1万人以上が来場するなど、松本地域の観光地もかつてのにぎわいを少しずつではありますが取り戻しつつあります。

広域連合における広域観光事業につきましては、多くのイベントの中止を余儀なくされる

中で、テレビ放送やパンフレットなどによる情報の発信をはじめとして、SNSを活用した観光ウェブサイトの新規構築など、今できる取組を着実に進め、情報発信力の強化に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症の警戒レベルの低い県外の都市におきまして、松本山雅のアウエーの試合や、各種イベントに合わせて非接触型の観光キャラバンを実施して、松本地域の魅力をPRしています。

詳細につきましては、この後、総務民生委員協議会においてご報告させていただきます。

国においては、先ほど申し上げたG o T oトラベルキャンペーン、そうしたことに加えまして、全世界から新規の入国の受入れを一部再開するなど、経済面において期待のできる話題も出てきています。

一方で、今月に入って長野県内で再び警戒レベルが引き上げられ、これから季節性のインフルエンザの流行期を迎える中で、まだまだ予断が許されない状況が続いてまいります。

こうした状況を踏まえて、広域連合といたしましても観光面においてどのような活動が必要なのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続いて、消防業務について申し上げます。

7月の臨時会においてご説明申し上げたとおり、消防職員は、日夜目に見えないウイルスの感染リスクの最前線におります。松本地域の感染警戒レベルに合わせて、緊急出動時には、全隊員の感染防護衣などの着義務づけをはじめ、感染症マニュアルなどの徹底、基本的対策を実施して対応してまいります。

次に、常備消防体制の強化について2点申し上げます。

1つは、来年4月、松本市の中核市への移行に合わせ、渚消防署に高度救助隊を配備いたします。高度救助隊は、近年、全国各地において大規模な自然災害が多発している状況を踏まえ、高度救助資機材を積載した救助工作車を備え、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員により編成された救助隊です。

もう一つは、松本広域連合消防施設等個別施設計画の策定についてであります。

広域連合が保有する消防施設などの総合的かつ計画的な管理につきましては、今年7月臨時会の総務民生委員協議会において、広域連合の基本指針となる松本広域連合消防施設等総合管理計画をご了承いただきました。これに基づいて、現在、具体的な消防施設などの長寿命化を図ることを目的とした個別施設計画の策定を進めているところです。

詳細につきましては、高度救助隊の配備も含め、消防委員協議会においてご説明させてい

たきます。

それでは、ただいま上程されました条例改正 1 件、補正予算 1 件、決算の認定 1 件の計 3 件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号の松本広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正を行い、新型コロナウイルス感染症に対応した消防職員に対して、国家公務員や県職員と同等の手当を支給するものです。

次に、議案第 2 号の令和 2 年度松本広域連合一般会計補正予算につきましては、令和元年度決算剰余金の確定による繰越金の追加、寄附金の受入れに伴うものなど、必要な予算措置を講ずるものでございます。補正規模は、一般会計で 1 億 925 万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 49 億 1,494 万円とするものです。

次に、議案第 3 号の令和元年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が 48 億 3,188 万円、歳出が 45 億 6,571 万円で、繰越額が 260 万円となり、実質収支額は 2 億 6,356 万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が 2,883 万円、歳出が 1,447 万円で、実質収支は 1,435 万円の黒字決算となりました。

以上、本日提案いたしました議案などにつきましてご説明申し上げます。よろしくご審議を賜るようお願い申し上げます。

○議長（村上幸雄） 次に、監査委員から、令和元年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

上條代表監査委員。

○代表監査委員（上條良久） ただいま指名いただきました監査委員の上條です。

それでは、令和元年度松本広域連合一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、去る 8 月 24 日に中村監査委員とともに審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金においても、その設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認めました。

意見といたしまして 1 点申し上げます。

危機管理体制の強化でございます。

全国では、自然災害、多く発生しております。甚大な被害をもたらしています。松本地域においてもいつ大きな災害が発生するか分かりません。災害等への対応力のさらなる強化として、第2次常備消防力整備の中長期構想に係る具体的な取組を進め、地域住民の安全と安心の確保に努めていただくことをお願いを申し上げます。

以上をもちまして、決算審査意見の報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の資料8ということで配付してあります審査意見書をご覧いただきたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（村上幸雄） ただいま、広域連合長から上程議案に対する説明があり、また、監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（村上幸雄） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、10番、塩原智恵美議員、18番、池田国昭議員の以上2名であります。

初めに、塩原智恵美議員の発言を許します。

10番、塩原智恵美議員。

○10番（塩原智恵美） 10番、塩原智恵美です。

それでは、通告に従いまして、ふるさと基金事業と関連する広域的な観光振興について伺いいたします。

広域連合は、昨年度から、より主体的に観光事業を推進するために、広域計画を見直し、5年後の松本地域の将来を見据えた事業がスタートしました。広域的な観光振興を広域連合の処理する事務として、規約の変更を経て広域計画に明確に位置づけしました。

一方、松本地域ふるさと基金事業については、広域計画の現状と課題の中で、基金の運用益の大幅な減少によるソフト事業の継続が極めて厳しい状況として、将来的な財源について検討すること、これと併せて事業の厳選の必要性を明記しました。

財源については、今年2月議会で松本地域ふるさと基金条例の一部改正により、その全部、または一部を処分することができるとしました。ここに至るまでに、総務民生委員会の会議

録、あるいは本会議における連合長の提案説明を見る中、様々な審議があったことを確認しました。

私は、昨年7月の臨時会から広域連合の議員となり、しかも所属は消防委員会で、経験が浅い上に十分な理解も不足する中、こうした質問は大変僭越であると十分承知の上でございます。その上で質問に至った理由は次のとおりです。

今回、この質問をするに当たり、ふるさと基金の成り立ちを調べました。平成元年から関係自治体の出資金と県の助成金で成り立つ10億円余りの基金です。当時の時代背景を含め、30年以上が経過した現在、また、今後、大きく変革が求められている世の中の流れを鑑みるとき、この地域の広域観光のあるべき姿を真剣に検討することが、今求められているのではないかと考えた次第です。

そこでお尋ねします。

平成29年、総務民生委員協議会資料によりますと、広域連合の事務として観光事業を位置づける規約の変更に至る過程で、平成27年度設置した松本広域連合共同処理事務在り方検討会で協議し、意見集約してあります。結果は4項目にまとめ、その中で次のようにあります。主な内容を紹介します。

広域連合が主体的に観光事業を展開するに当たっては、規約の変更を行い、明確に位置づける必要がある。ふるさと基金事業の精査が必要である。圏域全体をカバーするのは広域連合であるため、よりよい形態を考える必要がある。

この中で実施に至ったのは規約の変更で、事業の精査やよりよい形態についてはまだ明確になっていないようです。また、広域計画のふるさと基金事業の今後の方針の中に次のようにあります。ふるさと基金の将来的な在り方について、関係市村と協議し、基金の活用について具体的な検討を進めます。

平成27年の在り方検討会の意見集約から5年がたちます。圏域全体をカバーするよりよい形態の具体的な検討は進んでいるのでしょうか。基金の将来的な在り方の関係市村との協議と、基金活用の具体的検討の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

これらについて、これまでの取組の評価と併せてお伺いいたします。

○議長（村上幸雄） 山内事務局長。

○事務局長（山内 亮） 塩原議員のふるさと基金事業についてのご質問にお答えいたします。

議員からご紹介ありました平成27年の在り方検討会の4つの集約の後の検討でございます。その点につきましては、先ほど議員からご紹介のとおり、平成29年度に規約を改正し、広

域的な観光振興事業を広域連合の処理する事務として明確に位置づけ、関係市村に加え、県や民間企業とも連携した事業を進めております。

事業の実施に当たりましては、ふるさと基金事業全体のスクラップ・アンド・ビルドを進めるとともに、特に広域的観光事業につきまして、平成27年度には新たにK P Iを設定し、目的意識を持った事業を展開する中で、新規事業に県の元気づくり支援金を積極的に取り込むなど、財源の確保に努めております。

また、今後ますます財源確保が厳しくなる状況の中で、将来に向けたふるさと基金につきましては、関係市村と協議を重ね、特に事業規模を縮小することなく実施するため、令和元年度には基金の取崩しを可能とする条例改正を行ったものでございます。

松本地域の一体的な地域振興を図ることを目的としたこのふるさと基金事業でございますが、このような取組が、関係市村や観光事業者など、民間団体が行う様々な事業の下支えを担っているものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（村上幸雄） 塩原議員。

○10番（塩原智恵美） ただいま、下支えしているという評価をいただきました。

実は、一般質問の締切りが2日であったために、令和元年度の決算書類の中に事務報告書がございました。その中で、進捗の関係が確認できました。今後のふるさと基金事業と広域的な観光振興については、関係市村で合意をして、その内容は現状の事業規模の維持と、財源は必要に応じて基金を取り崩すと今回の定例会に出されている資料の中にございました。

それで、関係する委員会の会議録の関係でございますが、特に平成29年度は、広域連合規約の変更が議題でありました。そこでの担当課長からの説明が次のとおりでした。

観光を広域連合の事務とする規約の変更に至ったのは、平成26年10月の正副連合長会議で、広域連合がもっと主体的に観光事業を実施するべきという指示を受けたと報告しております。

この一連の説明終了後、委員会で盛んに議論されていたのは、観光事業の展望を尋ねる内容、また、観光戦略の必要性、また、見える化を求める意見、ほかには事務局体制を含めた総合的な計画の必要性等でした。これに対して、事務局からの説明は明快に答えておりませんでした。

こうした委員会での議論は理解できることがあります。一般的に、規約の変更などは、理由とともに変更後の方針などが説明されると思われれます。ここでは変更後の事務局の方針が明確になっていないようでした。

そこで、現時点ですが、これからのふるさと基金事業は、現状の事業の規模維持という方針の中、こうした委員会での指摘などは、例えばですが、観光振興計画のような個別計画を策定するなど対応されているのでしょうか。

昨年度は、リーサスを活用したSWOT分析もされたようです。こうした科学的根拠に基づいた報告を使って広域計画の期限とする令和5年までの計画を策定して、議会をはじめ、関係者との共有を図る必要性を感じますが、いかがでしょうか。

時間の都合上、答弁は求めませんが、仮にこうした計画を策定していなければ、ぜひ早急に取り組んで情報の共有をしていただきたいと思います。

さて、次にお尋ねするのは、事務局体制の在り方です。

会議録を毎年追っていく中、気づいたのは、事務局の説明者、福祉・地域課長が毎年替わっていることでした。お聞きしますと、担当課長はプロパーでなく、派遣職員がついているということで、長い間こうした体制が続いているようです。

市や村で責任ある課長ポストが毎年替わるというのは、普通はあり得ません。また、先ほどの会議録の中では、職員体制についての発言で、先の見通しを立てて積極的に観光を展開するためには、知見も含めた体制を求めたいとの意見もございました。

以上のことから、いつから、どういう考え方に基づいてこうした組織になったのか、こうした体制になったのか、また、現状についてどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

○議長（村上幸雄） 山内事務局長。

○事務局長（山内 亮） 塩原議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

現在事務局は、総務課と、ご質問のふるさと基金事業などを担当する福祉・地域課の2課体制を取っておりまして、課長職として、塩尻市と安曇野市から1人ずつ派遣をされております。

平成23年度から、1年目は福祉・地域課長に着任をし、2年目は総務課長へスライドするといった方法を取っております。このことは、2つの課の業務に携わることで、人材交流による広域的連携が深まり、広域連合の体制強化が図られるほか、自身の管理職としてのキャリア形成にもつながるものと考えております。

ご指摘をいただいた担当課長の1年単位での交代についてでございますが、前任者が在籍しておること、必要に応じて業務内容を引き継ぐことができることのほか、課の職員として係長職と事務職2名がおおむね3年を任期として実務に従事していることから、業務に特段

の影響がないものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（村上幸雄） 塩原議員。

○10番（塩原智恵美） 業務に影響はないというご答弁でございました。1年やってみて、初めて仕事の全体を把握するものと思います。特に観光という人のつながりが大切な仕事にあって、毎年責任ある課長職が替わるというのは、積み上げた時間が非常にもったいないと思います。また、派遣元の市では、限られた定員管理の中、派遣しているものと想像します。今後、様々な選択肢があるかと思いますが、双方にとってどういう職員体制が望ましいのか、ご検討いただければと思います。

さて、広域的な観光振興は、関係市村が持っている国内外に誇れる豊富な観光資源を相互に魅力を高め合うとともに、目的地として選択される訴求力を高めることが求められます。

今後、こうした事業推進に当たって、松本市が来年4月、中核市に移行することになり、このことが連携中枢都市圏の動向にも影響があると考えられます。連携中枢都市圏は、これまでに平成28年11月定例会の連合長の発言に検討したいとありますが、今年6月26日の第32次地方制度調査会答申の中に、合意形成が容易でない課題に積極的に対応し、取組内容の深化の必要性を明記しております。

答申は、地方行政のデジタル化などにも触れ、今後の社会はますます大きな変革が起きると予想されます。こうしたことを踏まえ、広域連合においても、顕在化してくる諸課題を見据えた取組を今から進めていくことは大変重要であると考えます。

今回の一般質問は、ふるさと基金という30年にわたる10億円の原資が、時の流れの中でその役割が大きく変化中、現状の事業規模を維持するとした広域観光が、果たしてどのような未来図を描くのか、私の浅い経験と理解不足の中で感じた課題でありました。

また、それとともに、3市5村が連携して取り組むこの事業の重要性も重く受け止めたため、質問させていただきました。

最後になりますが、これから予算、人事など、本格的な検討の時期を迎えるに当たり、テーマにしたふるさと基金と事業の在り方、そして事務局体制について、現段階でお答えいただける範囲でのお考えをお聞かせいただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村上幸雄） 臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 塩原議員のご質問にお答えします。

まず、このふるさと基金事業でありますけれども、この基金設置当時と状況が大きく変化

し、財源となる基金の運用益が年々減少する中で、この2月定例会で基金の取崩しを可能とする条例改正を行ったわけであります。

現状の規模を維持するということが併せて掲げられているわけでありますが、今回、新型コロナウイルスの影響を受け、改めて観光の在り方というものを私たちが問い直さなければいけない事態に直面する中で、先ほどもご質問にありました事業の精査、よりよい形態とはどういうことなのか、本当の意味でのスクラップ・アンド・ビルドが行われているのかといったことを改めて私たちが真正面から向き合わなければいけないという認識を持っておりま

す。

また、この事務局体制についても、1年交代で担当が替わるというこの在り方が、先ほど事務方からは問題はないというご答弁をさせていただきましたが、一方で、こうした新たな局面に直面している観光政策をダイナミックに打ち出していける体制かということ考えたときに、疑問がないわけではありません。

こうした両面において、現状のままで必ずしもいいということは、この広域連合のサイドも、また、議会の皆さんも思っておられるところではないかというふうに思います。

一方で、それぞれ自治体単位でこの観光事業につきましても、職員の体制につきましても、私たちは日々この活動に取り組んでいる、それと広域連合というものをどのように関係づけ、位置づけ、そしてよりよい姿、考えていくのか、事務局体制の問題を考えるときには、この広域連合の根本的な在り方の問い直しも、併せてやはり行わなければ解は出てこないなど、ご質問を伺いながら感じたところがございます。

そうした中で、松本市は、来年4月から中核市に移行する。そしてこれまで以上に広域連携、あるいは広域観光ということに、これは松本市だけではなく、周辺の市村とも取り組んでいく契機になると思います。

それを具体的にどういう形で前に進めていけるのかということにつきましては、広域連合の事務局にとどまらず、より関係市村の首長の皆さんや、そして議会の皆さんとも意見を交わして進めていかなければいけないというふうに考えております。

私からは以上であります。

○議長（村上幸雄） 以上で塩原智恵美議員の質問は終結いたします。

次に、池田国昭議員の発言を許します。

18番、池田国昭議員。

○18番（池田国昭） それでは、質問に入ります。

第2次常備消防力整備に係る中長期構想の具現化の焦点は、やはり何といたっても消防職員を増やすか増やさないかということにあります。

そこでお聞きしたいと思います。

新型コロナ禍の下での消防救急活動について、実態はどうなっているのでしょうか。

まず、本題に入る前に、新型コロナ禍での消防職員の方、関係者の皆さんの活動に敬意と感謝を申し上げます。本当にお世話になっております。ありがとうございます。

さて、そんな中での消防職員をはじめとした方々の負担は大きくなっていると思いますが、実際はどうですか。消防及び救急それぞれについてお聞きしたいと思います。

次に、中長期構想の具現化についてお聞きします。

新連合長が誕生したので、この間の当広域連合での議論の経過を概括しながら、以下お聞きしたいと思います。

平成29年11月に中長期構想の素案が出され、30年2月に策定されました。素案を11月20日の消防委員協議会で議論した際に、消防職員について増員を含めて検討したいという旨答弁がありました。余談ですが、このとき現局長は、課長としてご出席をされておられました。実は、その2年前、平成27年度に消防長のこの間も紹介している消防施設整備実態調査が行われ、その報告書では、全国に対して増員と整備率の向上を求めることを示したかったと書いております。

それを受け止めたことは、当消防局の中長期構想が、その19ページ、20ページに、その整備率が全国と比べて、また30万以上70万未満の人口規模別に見ても低いと、そのことが資料に書き込まれ、分析が行われているところにも表れています。

報告書の結論は、全国の消防本部に初めて調査したのは、この整備率の向上に向けた議論を期待しますという内容のものだということが書かれておりますが、私はこれを当広域消防局も正面から受け止めてそうした資料が掲載されたものと思われまます。

そのときの職員の整備率は64.1%でした。そして、繰り返しますが、明らかに増員の必要性を念頭に置いてつくられたのが中長期構想です。しかも、書かれていた適正な職員数の検討、この部分は増やすということでもいいのかという私の質問に対し、正直申し上げて増員を含めて検討したいということでした。

ところが、その具現化の議論が始まるや否や、増員ということは考えられないというニュアンスに明らかに変わってきたと思います。それは、平成30年11月議会での整備率64.1%はとりわけ低いという認識はない。さらに、翌31年2月議会では、この10年来職員数に変更な

し、でも、消防力そのものに対する影響はなしという答弁を行っていることにも明らかでした。

まさにこのあたりから明らかな変質を始めた、増員は全く念頭から消えてしまったのかのような印象です。何で、そして何がその答弁趣旨を変えることに至ったのでしょうか。どんな要素、要因がそうした基本姿勢の変更を招いてきたのですか。なぜ変わったのか、今日はそのことに絞ってお聞きしたいと思います。

それとの関係で、以下、連合長が新しくなったので細かいことをお聞きしますが、幾つかお聞きしたいと思います。

いずれも平成27年度と令和元年度の間の4年間の推移をお答えください。

なお、事前の通告では7項目お願いをいたしました、事前のすり合わせの不十分さから、お願いした回答が期待できないのではないかとということで、7項目のうち①、②、③、そして⑥については質問から割愛し、④、⑤、⑦についてのみ以下お聞きしますので、お答えください。答弁者の方には誠にご迷惑をおかけしてしまいますが、よろしく願いいたします。

なお、もう一点、時間との関係で大変恐縮ですが、消防署所の統廃合に関する質問も、そんなこともありまして今回割愛をさせていただきます。

4番目の質問は、県下には13消防本部局があるが、その中で、この4年間で職員増員をした本部が幾つで、その総数は何人ですか。これが④でした。

⑤消防局本部は全国で726ありますが、そのうち30万から70万未満の圏域人口のグループは65あります。さて、松本広域連合は、この65のうち人口規模ではどこに位置しますか。また、整備率の順位は今回の調査の中では何番目ですか。お聞きしたいと思います。

6番を飛ばして7番、松本広域圏内の市村の非常備消防、要は消防団、この定数との関係で定数割れは現在何人になっておりますか。定数割れの状況及びこの4年間の経過、変化も含めてお聞きして、第1回目の質問といたします。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） 池田議員の2点の質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍の消防・救急活動の実態と職員の負担についてお答えをさせていただきます。

まず、今日現在まで、160件余りの新型コロナウイルス感染症が疑われる救急出動に対応いたしました、結果、陽性であった事案は、保健所からの搬送依頼も含めてまだ1件もございません。しかしながら、消防活動では影響はないものの、救急活動では感染防護衣を

着たままでの活動や、出勤先における感染予防への配慮など、緊張状態を維持している職員の肉体的かつ精神的負担は、大変大きいものというふうに認識はしております。

なお、職員の感染防止につきましては、引き続き信州大学感染制御室から指導・助言を受けながら進めております。

次に、消防職員の増員についてご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご指摘いただきました消防職員の増員に関する基本的な消防局の考え方には、特に変更はございません。なお、以前より定数条例の定数外の見直し、あと再任用職員の配置など、幅を持たせた柔軟な職員配置が可能になっております。

今後の職員数については、これまでの議会でも申し上げてきましたとおり、現在策定を進めております第2次常備消防力整備に係る中長期構想の個別計画の中において検討を進めております。

次に、ご質問の調査の内容の項目についてお答えをさせていただきます。

まず、長野県内で平成27年度以降増員した本部と、その総数についてのご質問でございますが、長野県全体で13消防本部ございます。8本部で増員、2本部で増減なし、3消防本部で減員という形になっておりまして、総数で39人増えております。この中で松本広域は、2人増員という形になっておりますが、これは、調査時点で自然増減によります実数の差の2名という形になっております。

次に、管轄人口30万人以上70万人未満の全国消防本部のうち、管轄人口規模での松本広域のランクでございますが、まず、この規模の消防本部は、全国で65消防本部ございます。その中で松本は28位になります。整備率では65.4%ということで63位というランキングになっております。

最後に、平成27年度以降、松本広域関係市村消防団員の定数及び実員数の変化についてのご質問でございます。

まず、平成27年度の定数割れは258人でありまして、その定数に対する充足率は94.8%、その後、平成31年4月1日現在の定数割れは483人ということで、充足率は90.4%ということでございます。

以上でございます。

○議長（村上幸雄） 池田議員。

○18番（池田国昭） 答弁いただきましたので、第1テーマについて、名城大学と筑波大学の共同調査が行われて、その報告書が今手元にありますけれども、8ページでホームページ

に公開をされております。中日新聞もそのことを紹介いたしました。さっきの答弁にもございましたが、明らかに負担が増えているという内容ですが、この大学教授の調査結果を松本消防局の現状との関係でどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

ゴーグルやフェイスシールドが曇るなど、感染防護装置のために活動しにくかったという現場の声も新聞も含めて紹介をされておりますが、松本広域連合ではいかがでしょうか。先ほど、緊張、肉体的、精神的ということがございましたが、実態がもう少し分かれば教えてください。ゴーグル、感染防止用マスクN95、感染防護衣は、いつから装備して活動を行っておりますか。

なお、負担増ということであるのであれば、人的体制の強化が必要と考えますが、お伺いをしたいと思います。

おのおの2つ目のテーマでは答弁をいただきました。いただいた答弁と質問で割愛した4つのものについても含め、私の調査も含めて以下まとめてみたいと思います。

第1番目は、長野県全体の中で整備率、まず長野県そのものが全国ランクで何位で、その中で松本広域連合は何位かと、27年と令和元年でどうですかということをお聞きする予定でした。調べましたら、27年のときは47都道府県のうち長野県は43番目です。令和元年度はさらに順番が2つ下がって45位になりました。整備率も下がりました。要は、最下位グループと言っても過言でない状況が4年を経てもこの長野県が変わっていない。悪くなったというのが1つの実態です。

2つ目、その全国で下から3番目に落ちてしまった長野県の中で、松本広域連合は4年前と比べてどうですかという質問を準備していました。64.1から65.4になりました。でも、先ほど2人増えたのは、少し説明があったとおり実質的に増員をしたわけではなくて、整備率の出し方のマジックの数字の関係で増えただけにすぎない状況かと思います。

3番目、職員1人当たりの人口は、松本市は先ほど紹介した中長期構想の中に示されている表のとおり長野県下1位です。職員1人当たりの負担、いわゆる圏域人口を職員で割った1人当たりが県下一だということに変わりがございません。

4番目、先ほどの答弁がありました。実際は8本部で39人の方が増やされたと、マイナスの本部もありますけれども、そんな中で、先ほど申し上げたとおり、松本広域連合は実質的には増えていないというのがこの間の答弁でした。

その次に、全国ではどれだけのこの4年間で消防職員の変化があるかという質問を準備していました。全国では、16万2,124人から16万5,438人と3,314人増やしています。平成27年

度以来4年間の中だけで見ても、全国的にも、そして長野県内でも先ほど紹介があったように、松本広域連合とは違って増やす取組をしているというのがこの4年間の変化です。

次に、人口30万から70万未満のグループは全国で65あるということの中で、松本広域連合はその65の中で人口比では28位だが、整備率は最下位とは言いませんが65分の63位です。下から3番目。実は私も質問を出しながらも調べてみました。

まず、要は人口規模順位は65のうちのほぼ真ん中なのに、整備率は下から3番目と、まさに最下位を争っていると言ってもいいような状況。私はこれでいいんですかということをごの間ずっと申し上げてまいりました。65の中で調べてみたら、高いところは福島県の郡山地方広域消防組合、整備率が98.4%です。ちなみに長野市は、整備率が今回77.9%、順位は47位で、真ん中よりちょこっと下ぐらいです。65分の47ですから。でも、松本はもう一回申し上げますけれども、下がったままなんです。4年たってもそういう状況に変わらない。

今回、今までと違って新しい要因として付け加えたかったのが、では、常備消防を現場で支えている各市村の非常備消防の実態はどうかと、非常備消防の方々は、場合によっては消防署の車より早くほとんどが現地に駆けつけて水路を確保し、放水も行い、そして避難誘導もし、かき出しということをやるといいます。その非常備消防、消防団の実態については、先ほど定数に対して90.4%という報告がありました。私がお聞きしたかったのは、4年前と比べてどうなのかという点もぜひ答弁をしていただきたくったんですけれども、調べてみました。

松本市は、平成27年のときの定数が2,169に対して2,045人消防団員登録されておりました。5年後の今年で見ると、定数は変わらず2,169に対して、2,000を割って1,945人が松本市の消防団員の数です。89.7%、9割を切りました。安曇野市も調べさせていただきました。安曇野市は、27年のときの定数は1,090人、そのときの団員数953人でした。5年たって、定数をまず950に下げたそうです。その上で、実際は879人の団員しかいらっしやらない。92.5%の言わば充足率。では、3市5村ですけれども、もう一個の塩尻市、これも調べさせていただきました。平成27年のときの塩尻市の定数は900だったそうです。それを27年度に870に下げました。そして現在まで定数870ですが、定数上の登録者数はこの870の100%を維持しているそうですけれども、実体的には、10名ぐらいの方は失礼な言い方かもしれませんが、お名前だけの状況もあるということでした。

今、3市だけ紹介をしたんですけれども、消防団員の方々の充足率も下がっているということが大事かと思えます。

以上、断片的かもしれませんが、新しい要素も含め、7項目にわたりまとめました。これらの指標を見る限り、いずれも整備率の引上げ、職員増の必要性はあっても、増やさなくていいという根拠を見いだすことは私にはできません。

先ほど、この間の消防職員に関しての考え方に変更はないというふうにおっしゃいましたが、ならば、どういうふうに変更はないんですか。あの平成29年のときに正直言って増やすということの変更がないということによろしいでしょうか。どうしてもお聞きしたくなるわけです。

今年出た昨年の令和元年度の報告書でも、かがみと言われる部分の文書、都道府県宛ての文書ですけれども、そのページの最初に、消防施設人員の計画的な整備が図られるよう適切な指導・助言を県からしてくださいと書いてあります。松本広域消防局としては、こうした指導と助言を承知しているとは思いますが。確かに人口は減る方向ですが、しかし、人口が減ったからとして災害が減るわけではありません。それどころか、新型コロナも、そして昨今の気候変動由来の災害の回数も増え、規模も大きくなっております。

2つ目、高齢化も進み、救急業務も現在のコロナ禍では確かに減少傾向ですけれども、基本的に増加傾向に変わりはありません。

1人当たり人口、職員数、負担という点でも、そしてそんな実情の中での職員の皆さんのモチベーションを上げる上でも、実数の職員増がどうしても必要ではありませんか。それでも消防力に影響なしとあって、職員の皆さんの負担増を放置するのかということをお私に言いたいです。27年の時点で素案を検討したときに、29年以来、言わば消防職員増は、当松本広域連合としてやり残した課題ということをお私に、この場で指摘をしてまいりました。これに対して、残念ながら今年2月の議会での当時の広域連合長は答弁をしてくださませんでした。今回連合長が替わったということで、臥雲新連合長に以下お聞きしたいと思っております。

幾つかの言わば科学的指標と議論の経過を踏まえて、消防職員は増員の方向で中長期構想の具現化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。それが素案の議論の段階の意向だったと思います。そして、前回指摘したように、整備率をどこまで引き上げるかの目標値を定めて具現化することが必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

私は先ほどもご紹介したように、正直申し上げて、増員も含めて検討したいという当時の消防長の答弁の中の正直申し上げての言葉に、当時の幹部の思いが本当にしっかり込められているということをお私に今でも感じます。もしそれを投げ捨てて変更するのであれば、それなりに説明、理由が必要です。すなわち変更しないなら増やしてください。そうでないならば、な

ぜそうでなくなったのか、説明、理由を述べてください。

より根本的には、そもそも整備率で100%から程遠い6割台でいいのかと、これが大事な問題です。重ねて増やすべきと考えますが、臥雲新連合長の答弁を求めて2回目の質問いたします。

○議長（村上幸雄） 臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 池田議員から、消防職員数に関するご質問をいただきましたので、その部分についてお答えさせていただきます。

松本広域消防局の常備消防力につきましては、災害への対応力を堅持しながら、持続可能な消防組織である、そして市村の財政負担や職員の負担を考慮して、住民の不利益とならないように整備を進めなければならないと考えております。

消防職員の体制につきましては、再任用職員の活用、大規模災害時の応援体制などを総合的に判断しながら、現在消防局で策定を進めています中長期構想の具現化計画において検討を重ねていきたいと考えています。

池田議員から、増員の方向で具現化を図るのか、引き上げる目標値を定めるのかというご質問がございました。今申し上げたように、中長期構想の具現化計画において検討を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） コロナ禍の救急活動について、2回目の質問にお答えをいたします。

まず、職員の負担につきましては1回目で答弁をさせていただいたとおりでございます。隊員の感染防止の装備でございますが、松本地域の感染レベルが1から2に引き上げられた7月30日から、レベルが戻った9月17日まで、信大病院の助言に基づき、医療従事者と同等のマスク、ゴーグル及び上下の防護衣を着装した装備で対応してまいりました。

次に、人的体制の強化の必要性につきましては、感染拡大状況によりまして、県下の消防本部、応援体制の協定がございますが、その応援体制ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上幸雄） 池田議員。

○18番（池田国昭） ご答弁ありがとうございました。

時間がないので、1つだけご紹介をしたいのは、先ほど名城大学、筑波大学の共同調査の

ことについて、その中に自由記載の部分がありました。こういうふうに職員から声が寄せられたそうです。このままでは救急隊を続けたくありません。これは、たくさんの救急隊の人たちが思っていると思います。ただでさえ昼夜問わずに走り回っているのに、さらに負担増だと。現場対応する職員にやる気を起こさせるような組織の体制を取り入れるように社会的に動いていただきたい、こういう声ももっとたくさん出ていますけれども、実はなぜこれを取り上げたかという、比較的、医療関係者はこの間、いろいろスポットも当たっているんですけども、消防職員の方はファーストレスポnderというんだそうです。医療行為も行うエッセンシャルワーカーというふうにも位置づけられているんですが、なぜこの調査をしたかという、そういう中で重要な役割を果たすにもかかわらず、救急活動を担う消防職員には社会的関心が寄せられておらず、学術的に疾病流行下における消防職員のストレスに関しては、ほとんど研究がなかったので取り上げたと言っています。非常に私はこれは大事な研究だったと思います。

それで、残った時間は一言です。先ほど、私は、検討を重ねてくださいという質問をしたわけではありません。増員するという方向でいいですかということを経合長に聞いたつもりです。残念ながら、今までと変わらないと言いながら、何が変わらないのかもちょっと分からずに、ただ検討を重ねていくぐらいならば誰でもできるというふうに言われても仕方がない中身です。

少ない人員で効率的にやるのが任務ではありません。使命でもないと思うんです。ゆとりのないところ、余裕のないところには、事故や誤りや危険が住みつく、命にも関わる問題です。あと何秒あるのかな。

○議長（村上幸雄） 終わりです。池田議員、時間です。

○18番（池田国昭） ということで、経合長に3回目の答弁をしてもらって時間がなくなってしまったのかもしれませんが、ぜひ改めて質問をして私の質問の全てを終わります。

○議長（村上幸雄） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（村上幸雄） 日程第5、議案第1号から第3号の以上3件に対する質疑につきまして

は、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案3件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時13分休憩

午後 4時45分再開

○議長（村上幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第6 委員長審査報告

○議長（村上幸雄） 日程第6、議案第1号から議案第3号の以上3件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、猪狩久美子議員。

猪狩議員。

○総務民生委員長（猪狩久美子） それでは、総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件について審査いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症業務従事手当を追加するもので、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、質疑・意見等として、実際に救急出動する際の人員体制等について質問がありました。3人体制で出動し、警戒レベルに合わせてマスク及び防護服を着用して出動しているとの答弁がありました。

次に、議案第2号 令和2年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係予算につきましては、令和元年度決算剰余金の確定による繰越金の追加などを補正するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

議案第3号 令和元年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、質疑・意見等の主な内容といたしましては、ふるさと基金事業について、今年度中止になったことを契機に、事業の在り方をもう一度検討して行ってほしいという意見がございました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 次に、消防委員長、三澤一男議員。

三澤議員。

○消防委員長（三澤一男） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託された議案2件につきまして、その結果についてご報告申し上げます。

議案第2号 令和2年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会関係につきましては、歳入として、在宅勤務用パソコン整備に対する特別交付税措置を計上、また、管内法人からの寄附金を計上、さらに決算剰余金の確定による繰越金の追加を計上するものです。

歳出としては、在宅勤務用パソコン整備及び消防局の無線LAN機器整備、予備費、歳入歳出の同額補正を計上するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和元年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係につきましては異議なく認定すべきものと決しました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 三澤議員。

○消防委員長（三澤一男） 訂正させていただきます。

次に、議案第3号 令和元年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係につきましては異議なく認定すべきものと決しました。

訂正させていただきます。

○議長（村上幸雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から第3号の以上3件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は、委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和2年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 4時53分閉会